

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成25年4月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般25第11号

1 調達内容

(1) 調達件名

広島県共通基盤システム調達

(2) 調達内容等

広島県共通基盤システム調達仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件調達の参加者は、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。また、資格を認定されていない者で申請手続きが必要な場合は(3)による。

(1) 単独企業の場合

ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間に、広島県の指名除外を受けていない者であること。

ウ 広島県の県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

エ 平成23年広島県告示第740号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」のいずれの資格についても認定されている者であること。

オ 本調達に関連範囲について、「ISO9001」の認証を取得している者であること。

カ 過去10年以内に、本業務と同様のシステム（ユーザー数5,000人以上規模の共通基

盤システム)を設置・設定し、正常に稼働させた実績を有すること。

キ 本業務専任のプロジェクトリーダーとして、情報処理技術者試験におけるプロジェクトマネージャ又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するPMPの資格を有する者を配置できること。

ク 本業務の調達に関して、他の企業グループの構成員として、参加していないこと。

(2) 企業グループの場合

ア 企業グループのすべての構成員が、上記(1)ア、イ及びウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員のうち賃貸借を担当する構成員は、資格告示によって、「02A レンタル・リース」の資格を認定されている者であること。

ウ 企業グループの構成員のうち上記イ以外の構成員は、資格告示によって「15C システムの設計・開発」及び「15D システムの保守・管理」のいずれかの資格を認定されている者であり、かつ、構成員全体で両方の資格が認定されていること。

エ 企業グループの構成員のうち、代表する者が上記(1)オ、カ、キの要件を満たしていること。

オ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

(3) 資格を認定されていない者で申請手続きが必要な場合は、平成25年4月30日(火)までに、次の各号のとおり資格審査の申請をすること。

ア 申請期間

平成25年4月15日(月)から平成25年4月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

イ 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

ウ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課(広島県庁南館1階)

電話(082)513-2140(ダイヤルイン)

3 入札手続等

(1) 説明会

ア 日時

平成25年4月22日（月）午後2時から

イ 場所

広島県庁農林庁舎4階 行政管理課分室

ウ その他

説明会に出席する場合は、事前に電話で、広島県総務局行政管理課行政情報化グループに連絡すること。

広島県総務局行政管理課 行政情報化グループ

電話（082）513-2451（ダイヤルイン）

(2) 参加希望書等の提出

ア 提出期間

平成25年4月15日（月）から平成25年4月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

イ 提出先

広島県総務局行政管理課 行政情報化グループ

ウ 提出方法

持参

なお、参加希望書等の提出書類を封筒に入れ、封筒に参加企業又は参加企業グループの代表企業の商号又は名称及び「広島県共通基盤システム調達参加希望書等書類在中」と朱書きして提出すること。

エ 提出書類

広島県共通基盤システム調達に係る総合評価一般競争入札実施要領の9による書類

(3) 提案書等の提出

ア 提出期限

平成25年5月27日（月）午後5時（必着）

イ 提出先

広島県総務局行政管理課 行政情報化グループ

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）

提案書等の書類を封筒に入れ、封筒に参加企業又は参加企業グループの代表企業の商号又は名称及び「広島県共通基盤システム調達に関する提案書等書類在中」と朱書きして提出すること。

エ 提出書類

入札書及び広島県共通基盤システム調達に関する提案書作成要領による書類

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年5月28日（火） 午前11時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁農林庁舎4階 行政管理課分室

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、本件業務の遂行に最適な者を選定するための提案審査で評価点の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価点の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの日時、場所については、電話又はファクシミリにより連絡する。

なお、当該入札者がくじ引きに参加しないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を合計750点（次により算出された評価点）の範囲内で評価項目ごとに得点化として行う。

審査は、提案書の評価による第1次審査と、第1次審査の内容にプレゼンテーションの評価を加えた第2次審査の2段階で行う。

なお、評価に当たっては、広島県職員以外の有識者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

(4) 評価点の算出

ア 評価点は、次に掲げる式により算出する。

評価点（750点満点）＝技術点（500点満点）＋価格点（250点満点）

イ 技術点は、評価基準に基づき、広島県共通基盤システム調達総合評価委員会が提案書の評価し、算出する。評価基準の詳細は、広島県共通基盤システム調達に関する提案書作成要領による。

ウ 価格点は、次に掲げる式により算出する（価格点に端数が生じた場合は、小数点第2位以下を四捨五入する。）。

価格点＝250点×（1－入札価格／予定価格）

5 実施要領、提案書作成要領、仕様書等

広島県共通基盤システム調達に係る総合評価一般競争入札実施要領、広島県共通基盤シ

システム調達に関する提案書作成要領及び広島県共通基盤システム調達仕様書等，本調達関連書類については，次により誓約書を入手し提出することで手交する。

なお，提出書類は返却しない。

また，現行システムの設計書については，広島県総務局行政管理課行政情報化グループで閲覧することができるものとする。

(1) 広島県のホームページからダウンロードして入手する場合

広島県のホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) の本案件に係る「入札・契約等調達関係の情報」のページにあるリンクからダウンロードして入手すること。

(2) 直接受け取る場合

交付場所は，次のとおりである。

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局行政管理課 行政情報化グループ

電話 (082) 513-2451 (ダイヤルイン)

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され，その後，当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し，誠実に履行した実績がない者（ただし，契約解除の要因となった契約種目は，「15Cシステムの設計・開発」及び「15Dシステムの保守・管理」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし，金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は，契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札参加資格に適合するとされた者は，封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は，契約を担当する職員から入札参加希望書等について説明を求められた場合は，これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札，入札に際しての注意事項に違反した入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局行政管理課行政情報化グループ（広島県庁農林庁舎4階）

電話（082）513-2451 ファクシミリ（082）228-3933

電子メール soujousei@pref.hiroshima.lg.jp

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Building, operating and maintaining the Common ICT Infrastructure System of Hiroshima Prefecture

(2) Fulfillment period : From the day of the conclusion of the contract to 31 March 2019

(3) Fulfillment place : Indicated in the specifications

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. 30 April 2013

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m. 27 May 2013

(6) Contact point for the notice : Administrative Management Division, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government.

10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan

TEL 082-513-2451(direct dialing)